

物 件 明 細

物件番号		所在地 (路線名)	吹田市江の木町1530番4の一部外 (国道423号 榎坂高架橋下)		交通 機関	地下鉄御堂筋線・北大阪急行 江坂駅 南約600m		最 低 占用料 (年額)	14,183,570円/年	占用期間	5年
2											
土地の概要							特記事項				
面 積		占用許可対象面積 5,228 m ²									
接面道路 の状況		東側：国道423号側道・幅員約4.3m・舗装 有・高低差 有・南向き一方通行 西側：国道423号側道・幅員約5.4m・舗装 有・高低差 有・北向き一方通行									
法令に 基づく 制限	都 市 計画法	市街化区域内									
		用途地域		近隣商業地域／工業地域／商業地域							
		地域地区		準防火地域／防火地域、第四種高度地区							
		建ぺい率		80%/60%/80%		容積率		300%/200%/400%			
	その他の 法令等	・道路法(国道423号区域内) ・都市計画法(都市計画道路 御堂筋線区域内) ・消防法 ・軌道法(大阪メトロ御堂筋線運行区域内)									
その他条件		・火気厳禁									
供給 処理 施設の 状況	区分	配管等の状況			照会先及び電話番号						
		対象地周辺		対象地内							
	公営 水道	本管		引込管	吹田市水道部 工務室 給水相談グループ 06-6384-1258						
		有		無							
	電気	配電線		引込線	関西電力送配電株式会社コンタクトセンター 0800-777-3081						
		有		無							
	都市 ガス	本管		引込管	大阪ガスネットワーク株式会社ガス導管ダイヤル 0120-544-209						
		有		無							
公共 下水道	本管		引込管	吹田市下水道部 管路保全室 管理担当 06-6384-2068							
	有		無								
1 平面駐車場(コインパーキングを含む。)等、平面利用を想定しております。利用形態については、「大阪府道路占用許可基準：高架の道路の路面下に設ける施設」をご確認ください。なお、プレハブ等の簡易構造物の設置や第三者への転貸・譲渡はできません。											
2 占用期間は、令和9年4月1日から令和14年3月31日までとします。											
3 対象地への車両等の出入りについては、大阪府茨木土木事務所及び大阪府吹田警察署と協議し事前承認を得てください。 アスファルト舗装等の施設又は工作物の撤去、形状変更等については、大阪府茨木土木事務所と協議してください。また、車両等の衝突により橋脚に損傷が発生しないよう、適切な場所に保護柵等を設置してください。 なお、それらの整備等に要する費用は全て占用者の負担となります。 (お問い合わせ先) 大阪府茨木土木事務所 管理課 電話 072-627-1121(代) 大阪府吹田警察署 交通課 電話 06-6385-1234(代)											
4 対象地中央部には、南北を貫く形で大阪ガスネットワーク株式会社の中圧管が埋設されています。この付近で掘削等される場合は、大阪ガスネットワーク株式会社と協議してください。 (お問い合わせ先) 大阪ガスネットワーク株式会社ガス導管ダイヤル 電話 0120-544-209											
5 対象地にはマンホールが設置されており、これらの施設の関係者が立ち入ることがあります。マンホール上には物件を置かないようにし、さらに上記の者による実地調査等で対象地にある施設が支障となる場合は、施設の撤去又は移動をお願いします。なお、撤去又は移動に必要な費用等については、占用者の負担となります。											
6 排水が生じる利用をする場合は、道路及び既設集水桝等へは流さないでください。排水等の処理については、吹田市と協議してください。 (お問い合わせ先) 吹田市下水道部 管路保全室 電話 06-6384-2068											

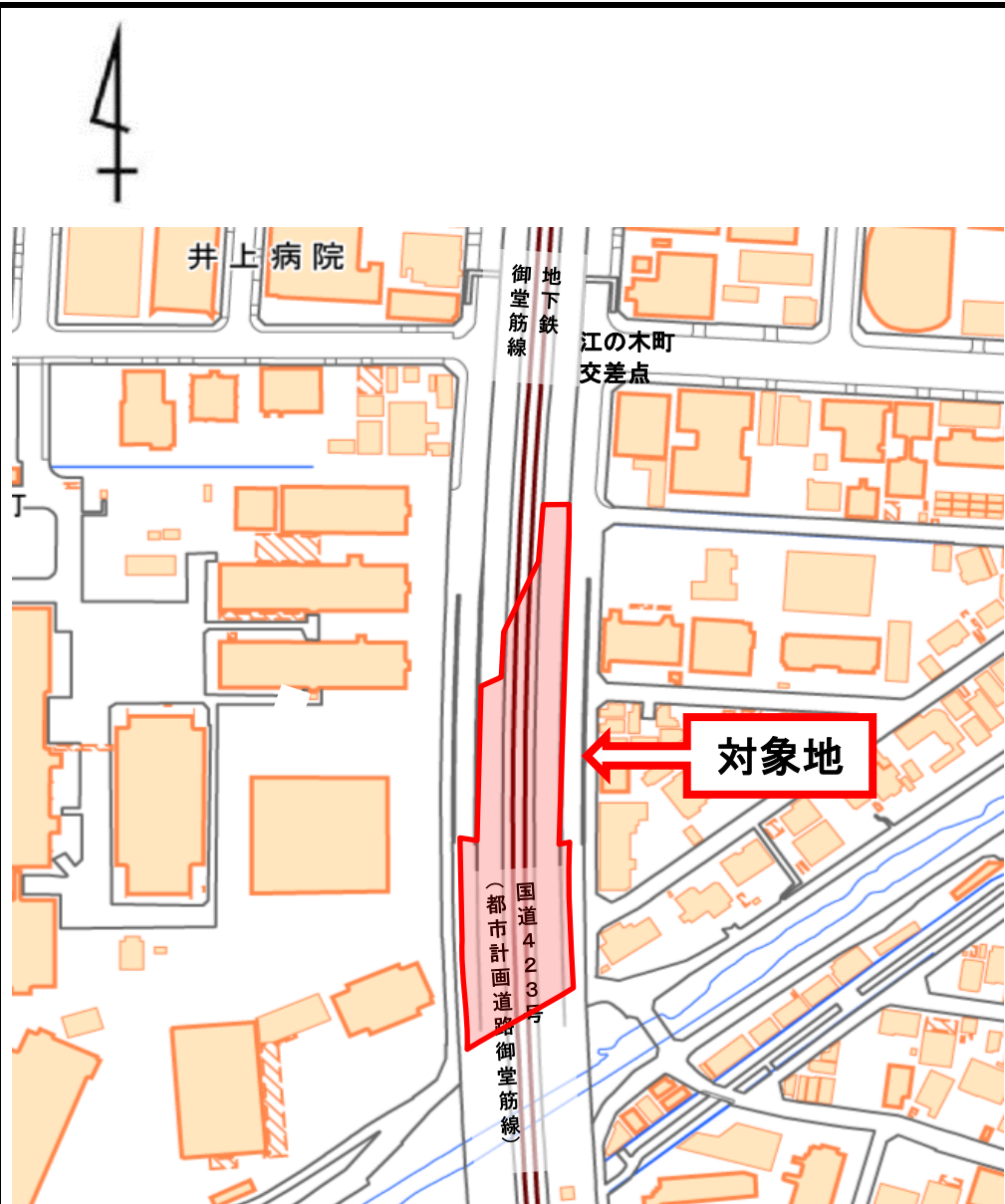
特 記 事 項

- | | |
|--|--|
| <p>7 電気の引込みについては、大阪府茨木土木事務所及び関西電力送配電株式会社と協議してください。また、電気の引込みに伴う協議及び費用等は、全て占有者の負担となります。</p> <p>(お問い合わせ先)
大阪府茨木土木事務所 管理課 電話 072-627-1121(代)
関西電力送配電株式会社コンタクトセンター 電話 0800-777-3081</p> <p>8 対象地上を高架で、大阪メトロ(御堂筋線)が運行しておりますので、工事等の行為を行う場合は大阪府茨木土木事務所及び大阪市高速電気軌道株式会社と協議してください。</p> <p>(お問い合わせ先)
大阪府茨木土木事務所 管理課 電話 072-627-1121(代)
大阪市高速電気軌道株式会社 電話 050-3355-8208</p> <p>9 大阪メトロ御堂筋線軌道桁などの維持管理を行う大阪市高速電気軌道株式会社は定期的に点検を実施しており、その結果により補修が必要となる場合があります。また、緊急時には点検や補修を実施することがあります。ついては、点検や補修工事において、一定の期間、占有不可となる箇所が生じることになりますが、その占用料や補償などを大阪府及び大阪市高速電気軌道株式会社において負担することはできませんので、あらかじめご了承ください。なお、点検及び補修工事等の際には、占有許可条件に基づき、現地にある物の撤去や移動をしていただくことがあります。その際に発生する費用等については、占有者の負担となります。軌道桁周辺等の利用にあたっては、大阪市高速電気軌道株式会社と協議してください。</p> <p>10 対象地の実地調査等を行うため、大阪府職員又は大阪府の受注業者が対象地に立ち入ることがあります。また、上記の者による実地調査等で対象地にある施設が支障となる場合は、施設の撤去又は移動をお願いします。なお、撤去又は移動に必要な費用等は、全て占有者の負担となります。</p> | <p>11 橋梁などの管理施設は定期的に点検を実施しており、その結果により補修が必要となる場合があります。また、緊急時には点検や補修を実施することがあります。ついては、点検や補修工事において、一定の期間、占有不可となる箇所が生じることになりますが、その占用料や補償などを大阪府において負担することはできませんので、あらかじめご了承ください。なお、点検及び補修工事等の際には、占有許可条件に基づき、現地にある物の撤去や移動をしていただくことがあります。その際に発生する費用等については、占有者の負担となります。橋梁周辺等の利用にあたっては、大阪府茨木土木事務所と協議してください。</p> <p>また、前回の橋梁点検は令和6年度に実施しており、次回の定期点検は令和11年度に実施予定です。</p> <p>(お問い合わせ先)
大阪府茨木土木事務所 維持保全課 電話 072-627-1121(代)</p> <p>12 対象地は、過去の公募により落札された現占有者がいます。現占有期間は最長で令和9年3月31日までとなっておりますので、本公募による占有開始日は令和9年4月1日からとなります。また、現地に設置されている施設の一部は、現占有者の所有施設ですので、それらの施設を継続して使用される場合は、占有開始日までにあらかじめ現占有者と譲渡等の協議を行ってください。なお、大阪府は現占有者と本公募により決定された占有者との譲渡契約等には一切関与しません。協議の結果により占有開始日が遅れた場合でも、その責めを負いませんので、あらかじめご了承ください。</p> <p>13 高架下は、天井から水滴が落ちることがあります。また、場所により橋梁から石灰水の落下があります。本府はその責めを負いませんので、あらかじめご了承ください。</p> <p>14 対象地の上にある高架橋及び橋脚付近にハトなどの野鳥が飛来し、これらの糞が対象地に落下することがありますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>15 土地利用に関する隣接土地所有者、近隣住民及び関係機関等との調整は、全て占有者において行ってください。</p> <p>16 対象地外の府所有地(管理フェンスの周辺など)についても、対象地と同様に良好な管理を行ってください。また、それらの施設の損傷等について、対象地の占有に起因する場合、占有者に復旧を求めることがあります。</p> |
|--|--|

(1)位置図 (物件番号:第2号)

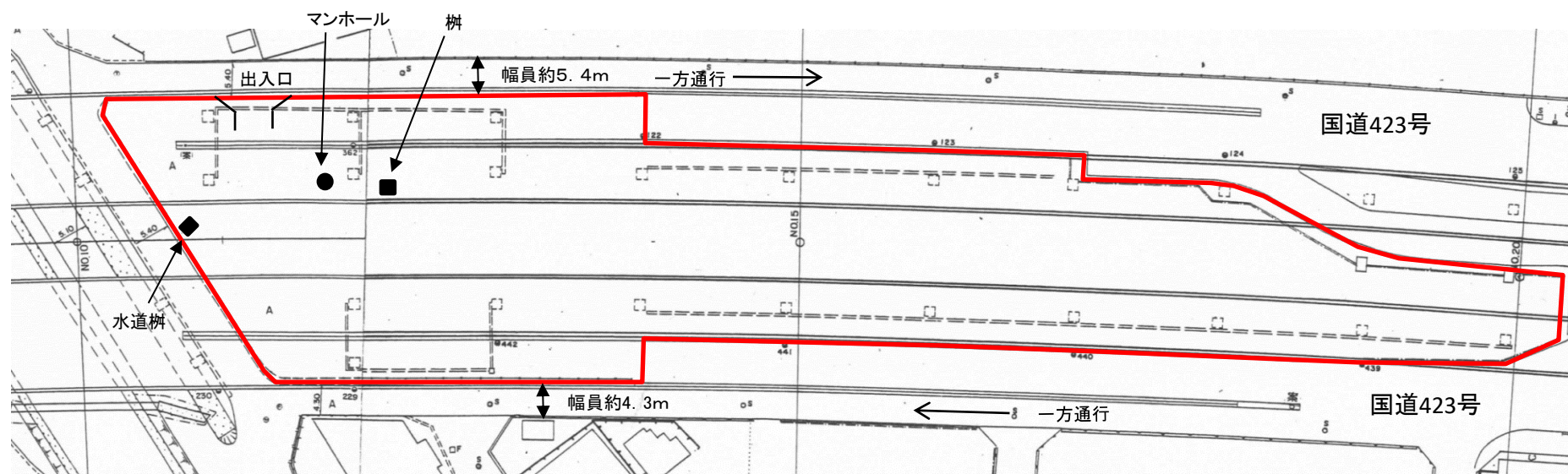


出典: 国土地理院ウェブサイト

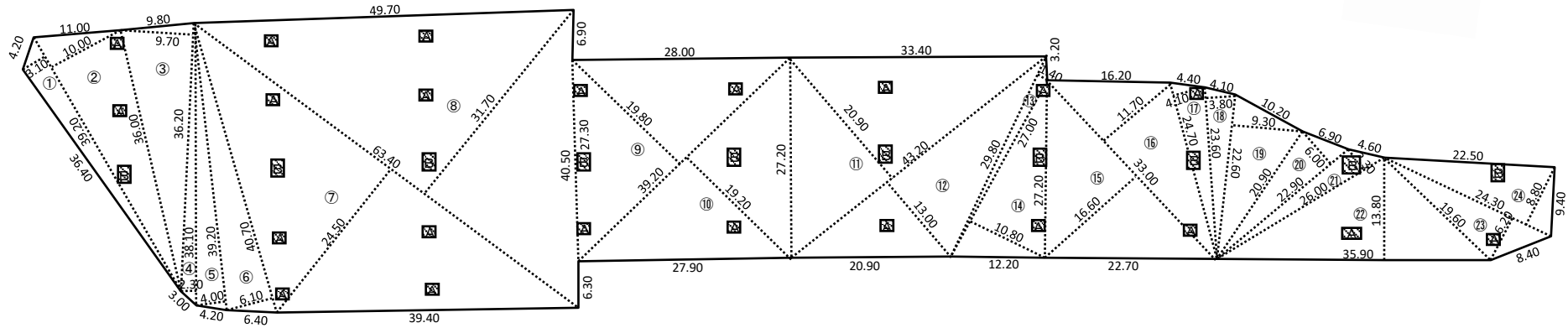


出典: 国土地理院ウェブサイト

(2) 平面図(物件番号: 第2号)



(3)丈量図(2/2) (物件番号:第2号)



記号	大 斜	小 斜	倍面積 m ²	記号	底辺	高 さ	倍面積 m ²
1	39.20	3.10	121.52	13	29.80	1.40	41.72
2	39.20	10.00	392.00	14	27.00	10.80	291.60
3	36.20	9.70	351.14	15	33.00	16.60	547.80
4	38.10	2.30	87.63	16	33.00	11.70	386.10
5	39.20	4.00	156.80	17	24.70	4.10	101.27
6	40.70	6.10	248.27	18	23.60	3.80	89.68
7	63.40	24.50	1553.30	19	22.60	9.30	210.18
8	63.40	31.70	2009.78	20	22.90	6.00	137.40
9	39.20	19.80	776.16	21	26.00	3.30	85.80
10	39.20	19.20	752.64	22	35.90	13.80	495.42
11	43.20	20.90	902.88	23	24.30	6.20	150.66
12	43.20	13.00	561.60	24	24.30	8.80	213.84
				計			10665.19
				面 積			5332.59

橋脚部 控除面積計算

$$A : 1.50 \times 1.50 = 2.25 \times 22_{\text{基}} = 49.284$$

B : $2.132 \times 2.632 = 5.6114 \times 10^{\text{基}} = 56.114$

占用許可対象面積	m ²
全体面積	5332.59
控除面積(橋脚部)	-105.398
面積	m ²
	5227.192

佔用面積: 5,228m²